

福井市公共工事入札苦情処理手続要領

この要領は、福井市が発注する公共工事に関する入札（以下「入札」という。）の苦情を適切に処理する方策を定めるものである。

第1 対象工事

この要領による苦情処理の対象となる工事は、以下のとおりとする。ただし、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が130万円を超えないものを除く。

- (1) 条件付一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事

第2 一次苦情申立て

1 苦情申立てができるもの及び申立てができる範囲

苦情申立てができるもの及び申立てができる範囲は、次に掲げる入札の方法に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札による工事

当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服があるものは、契約権者に対して当該参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札による工事

建設工事競争入札参加者名簿において、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服があるものは、契約権者に対して非指名理由の説明を求めることができる。

(3) 随意契約による工事

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法(昭和24年5月24日法律100号)の建設工事の種類について建設業の許可を有するもの(建設業法第3条第1項に規定する許可を受けているものをいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服があるものは、契約権者に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 苦情申立ての方法

- (1) 苦情申立ては、次の各号に掲げる苦情に応じ、当該各号の期間において書面により契約権者に対して行うことができる。

- ア 前項第1号に掲げる苦情にあつては、入札参加資格確認通知をした日から起算して5日(福井市の休日を定める条例第1条に規定する市の機関の休日(以下「休日」という)を含まない。)以内とする。
 - イ 前項第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内とする。
 - ウ 前項第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内とする。
- (2) 前号の書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載する。(様式自由)
 - (3) 第一次苦情に関する苦情は、各事業担当課で対応する。

3 苦情申立てへの回答

契約権者は、苦情申立てがあつた場合は、苦情を申し立てられた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内にその旨の書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

4 苦情の申立ての却下

契約権者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情処理結果の公表

契約権者は、苦情申立てをしたもの(以下「苦情申立者」という。)に回答を行ったときは、苦情申立者の提出した書面及び回答書を公表することができるものとする。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができるもの

回答書を受けた苦情申立者であつて、回答書による説明に不服があるものは、契約権者に対して、再苦情の申立てを行うことができるものとする。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情申立ては、契約権者から回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、書面により契約権者に対して行うことができるものとする。
- (2) 再苦情申立書は工事検査課に提出し、福井公正入札調査等委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

3 再苦情申立てへの回答

(1) 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときは、再苦情処理の報告を、再苦情の申立てのあった日から概ね 50 日以内に行うものとする。

(2) 契約権者は、再苦情申立てをしたもの(以下「再苦情申立者」という。)に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約権者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し書面により明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

契約権者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後 7 日(休日を含まない。)以内に、その申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

第 2 のうち 3 の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 委員会の審議

委員会の審議は、申立者及び契約権者からの書面の提出、必要に応じて双方の意見陳述その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

7 再苦情処理結果の公表

契約権者は再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び回答書を公表することができる。

8. 入札手続の執行

苦情及び再苦情の申立ては、原則として入札手続きの執行を妨げるものではないことに留意する。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

2 福井市工事入札に関する苦情処理規程及び苦情処理細則は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

標準様式

年 月 日

福井市長

殿

(再)苦情申立者

住所

氏名

(再)苦情申立書

申立対象工事名	
申 立 事 項	
申立ての根拠	

苦情処理結果書

1.担当所属名

契約担当所属	
工事担当所属	

2.対象工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
発 注 工 種	

3.申立者の概要

住 所	
商号又は名称	
業種又は等級	※当該工事に係るもの

4.苦情申立及び回答

申 立 年 月 日	年 月 日
申 立 要 旨	
回 答 年 月 日	年 月 日
回 答 要 旨	

5.再苦情申立及び発注者の意見

申 立 年 月 日	年 月 日
申 立 要 旨	
発注者の意見	